

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和4年10月3日付けで行った文書『瀬戸市立小中学校の適正規模・適正配置及び小中一貫校（一貫教育）Q&A』において、「(Q) 小中一貫校では、どのような教育に取り組むのか」に対し、「(A)・・・基礎基本の定着を保証し、応用力・対応力を身につけさせることで『協働型課題解決能力』の育成を目指します。……」と記載されている。ここで言う、「応用力・対応力」の指導に関し、どのような議論・検討を経て「応用力・対応力を身につけさせる」との結論に至ったのか分かる文書等、すべての文書。」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和4年11月15日付け4瀬学教第1532-1号で行った公文書不開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和4年10月3日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和4年11月15日付け4瀬学教第1532-1号で行った公文書不開示決定の処分について、不開示（文書不存在）とされた公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 公文書不開示決定通知書において不存在の理由として、「請求人が求めるような文書を作成していないため。」と記載されている。

イ 「基礎基本の定着を保証すること」及び「応用力・対応力を身につけさせること」で「協働型課題解決能力の育成を目指す」と言うのであるから、「応用力・対応力を身につけさせる」ことは、一貫教育で大きな目標とする「協働型課題解決能力の育成」の基礎部分を形成するものとも理解できる。

ウ 「応用力・対応力を身につけさせる」ことは、瀬戸市教育委員会が推進する一貫教育において非常に重要なテーマである。「応用力・対応力を身につけさせる」と大きく掲げた学校の存在は聞いたことがなく、何らかの議論・検討があつて「応用力・対応力を身につけさせなければならない。それが『協働型課題解決能力』の育成に欠かすことが出来ないもの」との結論に至ったのであり、瀬戸市が推挙する一貫教育の中核部分に関する文書であるから、常識的に考え「不存在」であるはずがない。

以上、開示請求対象文書は必ず存在し、開示されなければならない。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

審査請求人が求める、どのような議論・検討を経て「応用力・対応力を身につけさせる」との結論に至ったのか分かる文書を作成していないため、開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

令和4年10月3日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和4年10月5日 処分庁は開示決定等期間延長決定をし、通知書を送付
令和4年11月15日 処分庁は公文書不開示決定をし、通知書を送付
令和4年11月25日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和4年12月12日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
令和5年1月11日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和5年1月24日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
令和5年1月31日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和5年10月24日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和6年1月15日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

「応用力・対応力を身につけさせる」ことは、一貫教育で大きな目標とする「協働型課題解決能力の育成」の基礎部分を形成するものと理解できる。そして、「応用力・対応力を身につけさせる」ことは、瀬戸市教育委員会が推進する一貫教育において非常に重要なテーマである。重要なテーマであるからこそ、何らかの議論・検討があって「応用力・対応力を身につけさせなければならない。それが『協働型課題解決能力』の育成に欠かすことが出来ないもの」との結論に至ったのであり、瀬戸市が推挙する一貫教育の中核部分に関する文書であるから、文書は必ず存在すると考えている。

(2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア パンフレット等で、「応用力・対応力」については個別に記録・指導するとの記載があるが、個別の記録はどのように行っているのかを確認した。

処分庁によると、個別の記録は年間を通して行われる指導要録で対応しているが、「応用力・対応力」に特化した文書は存在しないとの説明であった。

イ 「応用力・対応力」に関する指導について、教員間で不統一な指導を行うわけにいかないため、指導の方向性を定めた組織共用文書があるかを確認した。

処分庁によると、指導方針を定めた文書はなく、総合的な学習の時間等で学年の中での方向性を定める計画は作成しているが「応用力・対応力」に特化したものではないとの説明であった。

ウ 応用力・対応力を意識して、評価又は記録したものがあれば関連するといえるが、

そのようなものは一切ないということかを確認した。

処分庁によると、あくまで応用力・対応力に特化した記録はないとの説明であった。

エ したがって、本審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、存在するはずであると審査請求人が主張する『『瀬戸市立小中学校の適正規模・適正配置及び小中一貫校（一貫教育）Q&A』において、「(Q) 小中一貫校では、どのような教育に取り組むのか」に対し、「(A)・・・基礎基本の定着を保証し、応用力・対応力を身につけさせることで『協働型課題解決能力』の育成を目指します。……』と記載されている。ここで言う、「応用力・対応力」の指導に関し、どのような議論・検討を経て「応用力・対応力を身につけさせる」との結論に至ったのか分かる文書等、すべての文書。」については 存在しないという結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。